

別記様式第1号(第四関係)

河内長野地区活性化計画

大阪府河内長野市

平成25年4月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	河内長野地区活性化計画	市町村名	河内長野市	地区名(※1)	河内長野地区	計画期間(※2)	平成25年度～平成28年度
-------	-------------	------	-------	---------	--------	----------	---------------

目標 : (※3)
 都市圏に近接しながらも豊かな自然環境を有する本市の立地条件を活かし、農の資源の活用やグリーンツーリズムの展開等により、地域間交流を促進し、活性化区域内の交流人口の拡大を図る(平成24年:約18万人→平成28年:約58万人)

目標設定の考え方

地区の概要:
 本市は大阪府の南東端に位置し、南は和歌山県、東は奈良県と接し、大阪市、堺市に次いで府下で3番目に広い面積を有している。また、市域の約7割が山林で、多くの農地は山間部に散在し、水稻を中心とした小規模な農業経営が営まれている。また、大阪都心部から電車で約30分圏内にあり、市域内に広域幹線道路である国道170号、府県間道路である国道371号と国道310号を有し、交通の要所となっている。
 また都市圏に近接しながら豊かな自然環境を有する本市の立地条件を活かし、本市では金剛山や岩湧山をはじめとする大阪南東部の山麓エリアを「奥河内」と名付け、「ちかくて、ふかい奥河内」をキャッチフレーズにグリーンツーリズムをはじめとした観光振興に取り組んでいる。
 本地区は河内長野駅から南西約2.5kmの位置にあり、市内中心部を南北に縦断している国道170号と和歌山県へのアクセス道路である国道371号の交通結節点に近接し、区域内には府立花の文化園や市立林業総合センター(木根館)、市立ふるさと歴史学習館(くろまる館)といった集客施設をはじめ、石川やほ場整備地区等の地域資源を有しており、市内外から多くの観光客が期待できる地区である。

現状と課題

本市では、農業従事者の高齢化や担い手不足などにより、農地や農家、農業従事者が著しく減少しているほか、遊休農地の増加、農業従事者の高齢化が進んでおり、農業をはじめとする地域産業の振興を図り、農業経営体系の改善を図ることが急務となっている。
 また、本市の人口は平成17年から平成22年の5年間で117,239人から112,490人に減少し、府下でも人口減少率が高いほか、高齢化率(65歳以上の人口割合)も25%であるなど、今後、さらに人口減少・少子高齢化が進展することが予測され、交流人口の拡大による地域の活性化や定住人口の確保が急務となっている。
 このような中、本市の立地条件を活かし、「地産地消の推進」、「交流型農業の展開」、「農商工の連携等」の視点から、農の資源の活用等により「まち」の魅力を高め、農業をはじめとした地域産業の振興や交流人口の拡大を図る必要がある。

今後の展開方向等(※4)

市内外から多くの観光客が期待できる本地区に農林産物直売所、体験農園等からなる「地域活性・交流拠点(農の拠点)」を整備することで、農林産物の直売による地産地消の拡大、体験農園による交流型農業の展開、地元農産物を利用した加工品の提供による農商工の連携を図るとともに、これらに伴う農家所得の向上や雇用機会の創出等、農業をはじめとした地域産業の振興を図る。
 併せて本施設において、本市が進めている地域ブランド品「近里賛品(ちかざとさんびん)かわちながの」の販売や観光情報の提供を行う等、施設来場者を「奥河内」に受け入れる玄関口として、市域の観光資源への誘客を図るとともに、既存の宿泊施設を利用して「奥河内」で農業体験や森林体験等の里山生活を体験する取組や、アウトドア活動の場の提供等、グリーンツーリズムの展開により、地域間交流を促進し、市域全体の活性化を図る。

【記入要領】

- ※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- ※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
- ※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
- ※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。
 また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
河内長野市	河内長野地区	地域資源活用総合交流促進施設(受入機能強化施設)	大阪南農業協同組合	有	ハ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
河内長野市	河内長野地区	府営農村振興総合整備事業(高木・高向地区)	大阪府	ほ場整備・農業集落道整備
河内長野市	河内長野地区	地域活性・交流拠点整備事業(農の拠点整備)	河内長野市	地域産業振興施設・情報案内施設等整備

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

【記入要領】

※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。

なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。

※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。

※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。

※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。

※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。

※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

河内長野地区(大阪府河内長野市)	区域面積 (※2)	112.7ha
区域設定の考え方 (※3)		
①法第3条第1号関係: 区域全域が農業振興地域内で区域面積112.7haのうち約46%の52haが農用地に指定されているほか、約19%の21.6haが林地となっています。また、府営農村振興総合整備事業「高木・高向地区」としてほ場整備が行われるなど、本市で最もまとまった集団農地を有する区域である。 また、全就業者46,028人のうち、農林業従事者は465人(農業:417人、林業:48人)で1%である。(2010国勢調査) 加えて、世帯数41,339戸(2010国勢調査)に占める総農家数は934戸(2010世界農林業センサス)で2.3%である。 なお、区域内には府立花の文化園や市立林業総合センター(木根館)などの集客施設があり、市内外から多くの観光客が訪れる区域でもあることから、農の資源の活用により、地産地消の推進、交流型農業の展開、農商工の連携等を重点的に進めている区域である。		
②法第3条第2号関係: 本市では、農業従事者の高齢化や担い手不足などにより、農地や農家、農業従事者が著しく減少しているほか、遊休農地の増加、農業従事者の高齢化が進んでおり、農業をはじめとする地域産業の振興を図り、農業経営体系の改善を図ることが急務となっている。また、本市の人口は平成17年から平成22年の5年間で117,239人から112,490人に減少し、府下でも人口減少率が高いほか、高齢化率(65歳以上の人口割合)も25%であるなど、今後、さらに人口減少・少子高齢化が進展することが予測され、交流人口の拡大による地域の活性化や定住人口の確保が急務となっている。 このため、市内中心部を南北に縦断している国道170号と、和歌山県へのアクセス道路である国道371号の交通結節点に近接しており、府立花の文化園といった集客施設をはじめ、石川やほ場整備地区等の地域資源に恵まれた当該区域において、地域活性・交流拠点(農の拠点)を整備し、農の資源の活用により、人・ものの交流を進めることが、農業をはじめとした地域産業の振興や交流人口の拡大等、市域の活性化に有効であると認められる。		
③法第3条第3号関係: 当該区域は市街化調整区域で区域全域が農業振興地域に指定されており、市街地を形成している区域はない。		

【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

該当無し

(1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2)	市民農園施設 種別(※3)		
					氏名	住所		氏名	住所				
					権利の種類(※1)	氏名	住所	権利の種類(※1)	氏名	住所	市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	種別(※3)	

(2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3) 開設の時期 (農林水産省令第2条第4号ニ)

--

【記入要領】

- ※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- ※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- ※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- ※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- ※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- ※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。
- ※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

該当無し

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第8項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。
 また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。
 ※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。
 ※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。
 ※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのか、
 ※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。
 ※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

計画区域内の施設(地域活性・交流拠点、府立花の文化園、市立林業総合センター〔木根館〕、市立ふるさと歴史学習館〔くろまる館〕)への年間来場者数を年度末時点で集計し、庁内検討会等の開催を通じ、翌年度上半期に達成状況の評価を行う。

【記入要領】

※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。

なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。

その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

- ①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。
 - ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
 - ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。
スケールバー、方位を記入すること。
 - ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。
- ②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。

河内長野地区活性化区域図

